

## 那須烏山市ふるさと応援寄附金事業協力事業者募集要領

### 1 目的

那須烏山市ふるさと応援基金設置及び管理条例に基づく寄附（以下「ふるさと納税」）推進と市地元特産品等のPR、販売促進及び地域産業活性化との相乗効果を目的として、寄附者のお礼の品として贈呈する商品やサービス等（以下「記念品」）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

### 2 募集の要件

協力事業者及び記念品については、下記の要件に全て適合すること。ただし、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、お礼の記念品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

#### （1）協力事業者

- ア 原則、那須烏山市内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること（ただし、市長が特に認める場合を除く）。
- イ 各法規等に沿った生産・製造・サービスの提供を行なっていること。
- ウ 代表者が那須烏山市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）に規定する暴力団員及び暴力団員等又密接関係者でないこと。
- エ 個人情報の取り扱いを厳重に行なえること。

#### （2）記念品

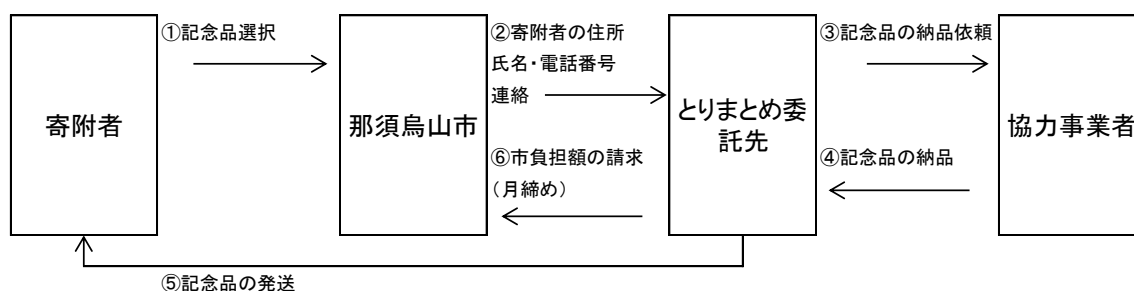
- ア 那須烏山市のPRにつながる記念品で、那須烏山市内で生産、製造、加工、販売、体験等のサービスがされているものであること。  
（体験等のサービス例：宿泊券、スポーツ体験、別荘の管理サービスなど）
- イ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とします。
- ウ 記念品の手配依頼後、速やかに納品できること。また、飲食物の場合は、記念品到着後5日程度の賞味期限が保証されることに加えて商品情報（使用原材料等）の開示をしていただきます。
- エ **記念品の価格は税込みとし、送料は市が負担いたします。**

コース	寄附金額	記念品の価格	市負担額	備考
A	1万円以上 3万円未満	3,000円～5,000円相当	実費	
B	3万円以上 5万円未満	10,000円相当	実費	
C	5万円以上 10万円未満	20,000円相当	実費	
D	10万円以上	30,000円相当	実費	

### 3 協力事業者のメリット

- (1) 那須烏山市のホームページやふるさと納税大手ポータルサイト【ふるさとチョイス】などに記念品の画像・名称、事業者名などが掲載されます。
- (2) 市が作成するチラシ等に記念品名及び事業者名等を掲載します。
- (3) 記念品発送時にパンフレットを同封し、事業者及び商品等のPRが可能です。

### 4 記念品発送の流れ（イメージ）



### 5 記念品取りまとめ委託先

那須烏山市では、効率的な記念品の手配、配送等を実施するため次の事業者を指定しました。原則、記念品発送については、取りまとめ委託先が実施することになります。

**那須烏山市観光協会**

**〒321-0628 栃木県那須烏山市金井2-5-26**

**TEL 0287-84-1977**

協力事業者として決定後、決定事業者と観光協会との間で打ち合わせ等を行なっていただきます。※観光協会の会員になっていただく必要があります。

### 6 募集期間

平成27年12月15日（火）から平成28年3月31日（木）まで。

※郵送の場合は3月31日（木）の消印有効

### 7 申込方法

別紙「那須烏山市ふるさと応援寄付金事業協力事業者申込書」（様式第1号）（以下「申込書」）に次の必要書類を添付し、直接提出（土日祝祭日を除く8時30分から17時15分）又は郵送での提出をお願いします。

上記の申込書について、市ホームページからもダウンロードができます。また、郵送もいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

（担当：総合政策課 財政担当 TEL0287-83-1112）

## 8 協力事業者の決定

申込内容や企業活動等を総合的に判断して協力事業者を決定し、その結果を別紙「那須烏山市ふるさと応援寄付金事業協力事業者決定通知書」（様式第2号）にて申込者へ通知します。

## 9 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取り扱いについて、那須烏山市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

ただし、パンフレットの同封により、寄附者から直接協力事業者への商品の申し込み等で入手された個人情報は、対象外とします。

## 10 その他留意事項

- (1) 積極的に那須烏山市のPR活動に努めていただきます。
- (2) 協力事業者は、あらかじめ申込みした記念品を変更・辞退する場合や、記念品に関して納品の遅延、製造中止、品質及び生産過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとします。
- (3) 協力事業者は、記念品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 那須烏山市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を中止します。
- (5) 那須烏山市は、協力事業者又は記念品が本要領「2 募集の要件」に適合しなくなると認める場合、その協力事業者の登録や記念品調達を中止することがあります。

### 【問合せ・申込書提出先】

那須烏山市 総合政策課 財政担当  
〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1-1-1  
TEL：0287-83-1112 FAX：0287-84-3788  
e-Mail：[sohgoheisaku@city.nasukarasuyama.lg.jp](mailto:sohgoheisaku@city.nasukarasuyama.lg.jp)  
ホームページ：[www.city.nasukarasuyama.lg.jp](http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp)